

電源地域の振興について

電源三法交付金については、電源地域における県民生活の安定、地域活力の回復及び地域振興などで重要な役割を果たしているところですが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえ、下記事項について特段の御配慮を願います。

記

- 1 電源三法交付金の交付対象施設について、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、交付対象地域について、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、見直しを行うこと。
また、交付金の適用期間について、発電所の運転終了で終わることなく完全撤去まで延長すること。
なお、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の改革により、平成29年6月30日付で東海再処理施設の廃止措置計画認可申請書が原子力規制委員会へ提出されたが、同施設の廃止措置の工程は、我が国の原子力政策において極めて重要であることから、引き続き交付対象施設とすること。
- 2 電源立地地域対策交付金のうち電力移出県等交付金相当部分の算定について、平成23年度交付分から火力発電施設の算定係数引下げなどの見直しがなされたところであるが、原子力発電施設の運転停止に伴い、電力供給において重要性を増している火力発電施設に係る算定係数の引上げを図ること。
- 3 電源立地地域対策交付金のうち、発電実績に応じて交付される電力移出県等交付金相当部分や原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の算定において、原子力発電所における「ストレステスト」や震災の影響による定期検査の延長期間などの運転停止期間については、引き下げ前の水準である発電量の81%を算入できる「みなし規定」を適用すること。